

第5号議案

蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年蒲郡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）」を、「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第18条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。